

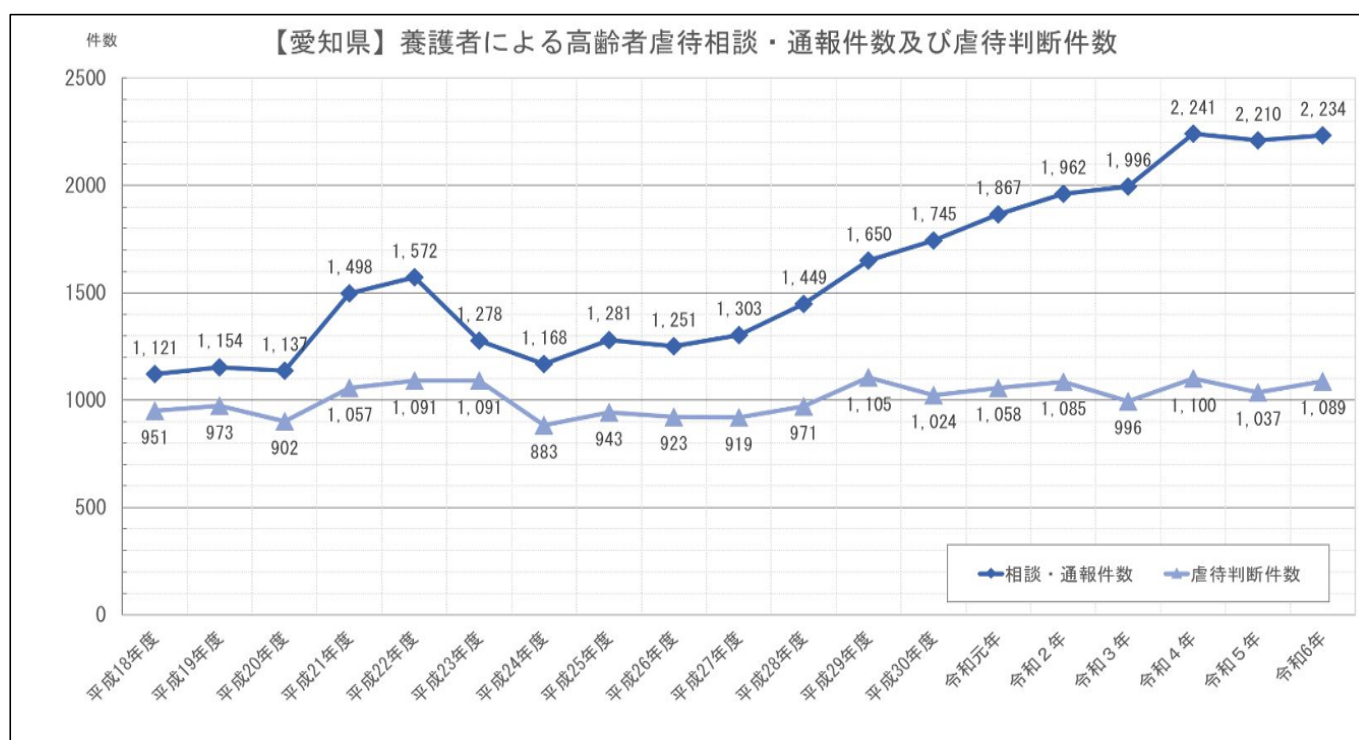
高齢者虐待防止について

愛知県福祉局高齢福祉課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、その生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないとされている（第7条第1項、第21条第2項）ほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています（第5条第1項）。

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対する下記の行為をいいます。

虐待の種類	行 為（例）
身体的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること （例）平手打ち、殴る、蹴る、物を投げつける、身体拘束、中から鍵をかけて長時間家に入れない 等
介護・世話の放棄・放任	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること （例）入浴させない、水分や食事を十分与えない、必要な医療・介護保険サービスを制限する 等
心理的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと （例）怒鳴る、ののしる、無視する、本人の意思や状態を無視しておむつを使う・食事の全介助をする 等
性的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること （例）下半身を裸や下着のままで放置する、人前で排泄行為をさせる・おむつ交換をする 等
経済的虐待	養護者や高齢者の親族又は養介護施設従事者等が高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること （例）日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する 等



◇認知症と高齢者虐待

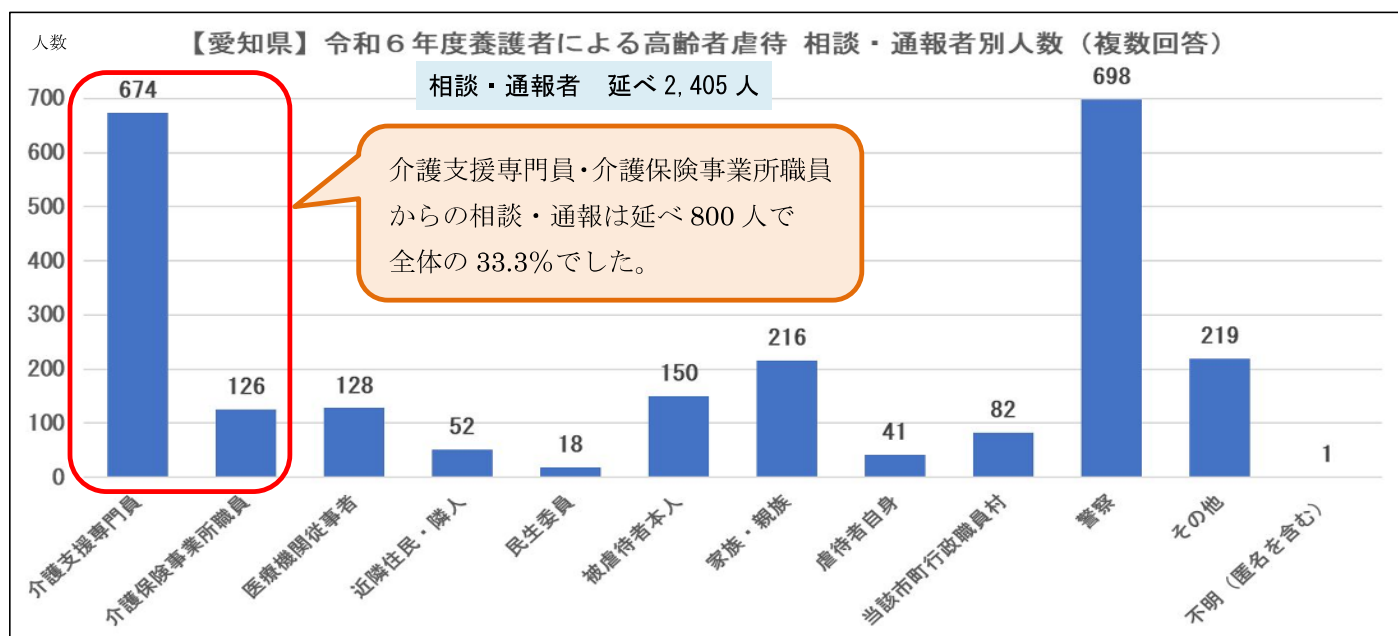
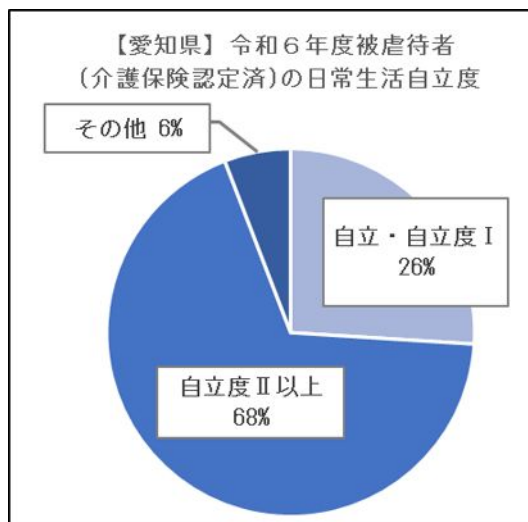
虐待されている高齢者（介護保険認定済）の7割弱の方は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方です。

◇虐待は発見しにくい場合があります。

虐待をしている養護者本人には、虐待をしている認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、周囲に知られたくないなどの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

◇高齢者虐待の早期対応のために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候（サイン）に気づき、早期の対応に結びつけることが大切です。



◇介護従事者の皆様へ

- 虐待の通報は、守秘義務より優先されます。（第7条3項）
- 市区町村や地域包括支援センターは、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないとされています。（第8条）

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに当該高齢者の居住している市区町村又は地域包括支援センターに相談・通報してください。**

虐待かどうかを判断する必要はありません。

(参考) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、次の老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者です。(法第2条第5項)。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	- 老人福祉施設 - 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	- 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護医療院 - 地域密着型介護老人福祉施設 - 地域包括支援センター	- 居宅サービス事業 - 地域密着型サービス事業 - 居宅介護支援事業 - 介護予防サービス事業 - 地域密着型介護予防サービス事業 - 介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。

